

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成20年10月31日

県南広域振興局長 勝 部 修

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社カワチ薬品

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) カワチ薬品一関店 一関市赤萩字堺67番ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗の名称

エ 変更の年月日 平成20年9月11日

オ 変更の理由 店舗名称が決定したため

(2) 届出年月日 平成20年10月17日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ニトリ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ニトリ岩手北上店 北上市村崎野14地割476番4ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗の名称

エ 変更の年月日 平成20年10月17日

オ 変更の理由 店舗名称が決定したため

(2) 届出年月日 平成20年10月20日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所